

固定資産税に係る未評価家屋等の調査

増築や物置等の調査にご協力ください

村内に建てられている家屋の固定資産税は、村の税務課職員が調査を行い、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき計算をして、決定しています。

村では今回、公平で公正な課税を行うため、増築や物置等の調査を実施します。この調査は、航空写真と村の家屋課税台帳を照合し▽新築や増築がされているが、未評価の状態である家屋▽登録された所在地番にない家屋(すでに取り壊し済み等の家屋)——の調査を現地で行うものです。

【問い合わせ】税務課資産税担当(☎282-1711 内線1111・1113)

●調査方法

- 村の税務課職員が伺い、家屋の調査を行います。
- 調査を行う際は身分証(「固定資産評価補助員証」)を提示し、調査の目的を説明してから行います。
- 家屋課税台帳の登録内容(所在・種類・構造・床面積等)に基づき、建物の現況について調査します。
- 未評価の家屋がある場合には、所有者の了承を得てから、家屋内を確認させていただきますので、ご理解をお願いします。



調査員の
“成り済まし”に
ご注意ください！

調査を行う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯し、腕章、名札を着用しています。不審な点がある場合は職員の携行品をご確認ください。

また、今回の調査で、家屋の耐震診断やリフォーム、火災警報器等を勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることはありません。



わが家の車庫や物置は？ どのような場合に課税対象となるの？

固定資産税における家屋は「土地に定着して建造され、屋根および周壁またはこれに類するものを有し、独立して風雨をしのぎ得る外界から遮断された一定の空間を有する建造物であり、居住、作業、貯蔵等の用途に供し得る状態にあるもの」とされます。

したがって、住居や店舗等だけでなく、車庫や物置等でも、下記の3つの条件を備えているものは固定資産税の課税対象となります。床面積の大小や建築確認申請の有無による認定基準はありません。

条件① 定着性 基礎等により土地に定着しているもの(単にブロック等の上に置いた物置などで、容易に移動できるものを除く)

条件② 外気遮断性 屋根や壁(一般的に3方以上)による独立した空間を有するもの

条件③ 用途性 目的とする用途(居住、作業、貯蔵等)に使用できる状態にあるもの

【例】課税対象となるもの

コンクリートブロックで基礎がつくられ、屋根と周壁(3方以上)を有している。



【例】課税対象とならないもの

単に地面に置かれたコンクリートブロックの上に設置され、土地への定着性が認められない。

